NPO法人 ＦＰネットワーク神奈川
メールマガジン カルチャークラブ

＜認知症に備える高齢者のライフプラン＞

ＦＰネットワーク神奈川会員　井入　正博

認知症を発症して判断能力が衰えたとされると、銀行から預金が引き出せなくなったり、施設に入居するための契約もできなくなったりするのをご存知ですか？

■認知症とはどんなもの？
認知症は、何らかの病気によって脳の神経細胞が壊れるために起こる知的な能力が低下する症状や状態のことで、アルツハイマー型・レビー小体型・血管型・前頭側頭型等があり、誰もがかかる可能性があります。認知症高齢者数は、2025 年には約 700 万人（65 歳以上高齢者の約 5 人に 1 人）にまで増加すると推定されています。軽度認知障害（MCI）を加えると、高齢者の約 4 人に 1 人が認知症またはその予備軍ということになります。人生 100 年時代、誰もが認知症になる可能性がありそうです。

■認知症になるとお金がかかる？
認知症により要介護状態となると介護費用が発生し、場合によっては介護期間が長期になり、費用が高額になってしまう可能性もあります。居宅サービスの場合、要介護度に応じて決められた金額までのサービスが提供されますが、所得等に応じて自己負担割合は 1 割から 3 割と幅があります。また、公的介護保険でカバーできない介護保険外サービスは全額自己負担になりますので、介護費用に対しての備えが必要になります。

認知症になった場合でも、特別養護老人ホーム、介護付きケアハウス、グループホーム、有料老人ホーム等が利用できますが、サービスの内容や、どの程度認知症に対応したケアをしてくれるかは施設によって異なります。事前によく説明を聞き、複数の施設を見学するなどして利用する方に合った施設を選ぶと良いでしょう。

施設に入居する時の費用は施設の種類によって異なりますが、在宅介護より高額になりますし、有料老人ホームの場合には高額な一時金が必要な場合もあります。一時金・月々の費用等を考慮して、利用する施設を選ぶことが必要です。

ＮＰＯ法人　ＦＰネットワーク神奈川
横浜市西区桜木町 7-42 八洲学園横浜ビル 7 階
TEL 045-620-3690 FAX 045-620-3695 メール info@fpnk.org

生命保険会社が販売する介護保険や認知症保険は、認知症に伴う介護費や医療費を保障するものですが、商品ごとに給付されるための条件や給付内容が様々です。民間の保険の加入を検討するなら、保障内容や保険料などを十分に確認し、加入するべきかどうか判断するようにしましょう。

■認知症に備えるには？
認知能力や判断能力が衰えると、財産の保全・管理が行えなくなる恐れがありますし、施設に入居するための契約等、自分の身の回りのことに関する契約ができなくなる恐れもあります。そこで、認知症などで判断脳力が低下した方の財産の管理や契約を行う代理人を定める制度として「成年後見制度」があります。「成年後見制度」には、すでに認知・判断能力が衰えてしまった後に家庭裁判所が後見人を選ぶ「法定後見制度」と、将来判断能力が衰えてしまうことに備えて信頼できる人物を予め代理人（任意後見人）に選ぶ「任意後見制度」があります。

また、信頼できる家族（親族）に自分の財産の管理処分を任せる（信託する）契約を行う「家族信託制度」もあります。いくつかの金融機関からは、体力や判断能力が低下した場合のための「代理人」を指定できる等の、認知症に備えた金融商品が販売されています。これらの制度や商品を財産の保全・管理のためにどのように利用するかは非常に大切な選択です。

認知症を発症するとお金に関するいろいろな不利益が発生します。そこで、認知症に対する備えをライフプランに組み込んでおけば、少しでも安心した生活が送れるのではないでしょうか。認知症に関係する制度や商品をよく理解し、ご本人・ご家族の状況や考え方に応じて、認知症が発症する前に最適な方法を選んでおくことをお勧めします。

ＦＰネットワーク神奈川では、『認知症介護で直面するお金の相談会』を 2019 年 11 月 16 日（土）に開催します。また事務所でも随時、個人相談を受け付けております。この機会にファイナンシャル・プランナーと一緒に、ご本人やご家族の「認知症に備えたライフプラン」を考えてみてはいかがでしょうか。

ＮＰＯ法人 ＦＰネットワーク神奈川
横浜市西区桜木町 7-42 八洲学園横浜ビル 7 階
TEL 045-620-3690 FAX 045-620-3695 メール info@fpnk.org